

質問コーナー

当院のホームページに寄せられたメールでの
問い合わせ（質問）にお答えするコーナーです



Q. 初めに診察で診断されその後理学療法士のリハビリを行い、毎月施術費用以外に1000円位取られています。このことは了解しています。その後理学療法士による施術は必要ないと感じられ、物理療法のみとしていました。物理療法のみですと非常に安くできます。今回1ヶ月ぶりに同じ症状が出たので物理療法を受けに行きました。その後スタッフに次回は診察をお願いする旨が伝えられました。一定期間が経つと要診察だと理解していますが、ルールとしては期間はどのように定められているのですか？
また心配なのは物理療法を希望し高い理学療法士によるリハビリを必要としないのですが、次の診察では診察費以外にまたリハビリ計画費のようなものを取られるのでしょうか？分かりづらい仕組みなので教えてください。理解した上で支払いたいと思います。

A. お問い合わせいただきありがとうございます。物理療法を行っている際も1か月に1回は医師の診察をお勧めしています。症状が変化した際も受診をお願いいたします。理学療法士による運動器リハビリテーションを行っている場合、リハビリテーション総合計画評価料が1か月に1回必要となります。物理療法のみの方は不要です。料金についてご質問がございましたら、担当理学療法士または受付で説明させていただきますので遠慮なくお問い合わせください。

年末年始休暇のお知らせ

12/28(水)～1/3(火)まで
休診とさせていただきます。
ご迷惑をおかけしますが
よろしくお願いいたします。